

蔣淵地区避難所運営マニュアル



令和4（2022）年9月改正

目次

(1) 施設利用計画 蔣淵公民館	1
(2) 施設利用計画 蔣淵小学校	2
(3) 蔣淵公民館 配置図	3
(4) 蔣淵公民館 平面図	4
(5) 蔣淵小学校 配置図	5
(6) 蔣淵小学校 平面図	6
(7) 避難所運営における共通ルール	7～8
(8) 蔣淵地区避難所運営委員会会則	9～10
(9) 避難所運営委員会名簿	11
(10) 共同生活上のルール一覧表	12

別添 防災物品リスト

施設利用計画【蔣淵公民館】

避難所運営を行うために必要なスペース利用目的を一覧で示します。

施設の被災状況を確認し、適宜開設してください。（施設に応じて追記・削除してください）

No.	小規模災害	大規模災害	利用目的	利用予定場所
1	○	○	運営本部	事務室
2	○	○	居住スペース	大会議室（20～25名）※小規模なら和室のみ使用
3	○	○	福祉避難（要配慮者）スペース	和室（10～15名）
4	○	○	備蓄倉庫	小会議室
5	○	○	救護室	宮市集会所・旧蔣淵保育所
6	○	○	備品保管室	小会議室・大会議室倉庫
7	○	○	授乳室	旧蔣淵保育所・居住スペース内簡易テント
8	○	○	体調不良者（感染症等）スペース	豊の浦集会所
9	○	○	情報掲示場所	ホール（パーティション設置）
10	○	○	ゴミ置き場	屋外倉庫
11			簡易トイレ設置場所	屋外（運営委員会で決定）
12			マンホールトイレ設置可能場所	候補は給湯室前 ※本体の配備無し
13		○	救援物資集積所	小会議室・ホール
14		○	救援物資配布場所	ホール
15	○	○	仮設電話設置可能場所	ホール（公衆電話設置場所付近）
16	○	○	入浴（水浴び、シャワー設置）	公民館屋外水道施設または旧保育所園庭手洗い場
17	○	○	男子更衣室	居住スペース内簡易テント
18	○	○	女子更衣室	旧蔣淵保育所・居住スペース内簡易テント
19	○	○	洗濯場所	公民館屋外水道施設または旧保育所園庭手洗い場
20	○	○	男子物干し場	旧蔣淵保育所園庭（男女別）
21	○	○	女子物干し場	旧蔣淵保育所園庭（男女別）・屋内（女性）
22	○	○	調理・炊き出し場所	調理実習室・旧保育所園庭・駐車場
23			飲料水	※市配備分はすべて小学校
24			食糧	※市配備分はすべて小学校
25	○	○	生活用水	周辺井戸
26		○	車中避難車などの駐車スペース	公民館前駐車場
27		○	テントエリア	旧保育所園庭
28		○	緊急車両用駐車場所	公民館前北側駐車場
29	○	○	ペットスペース	屋外（運営委員会で決定）
30				
31				
32				

施設利用計画【蔦淵小学校】

避難所運営を行うために必要なスペース利用目的を一覧で示します。

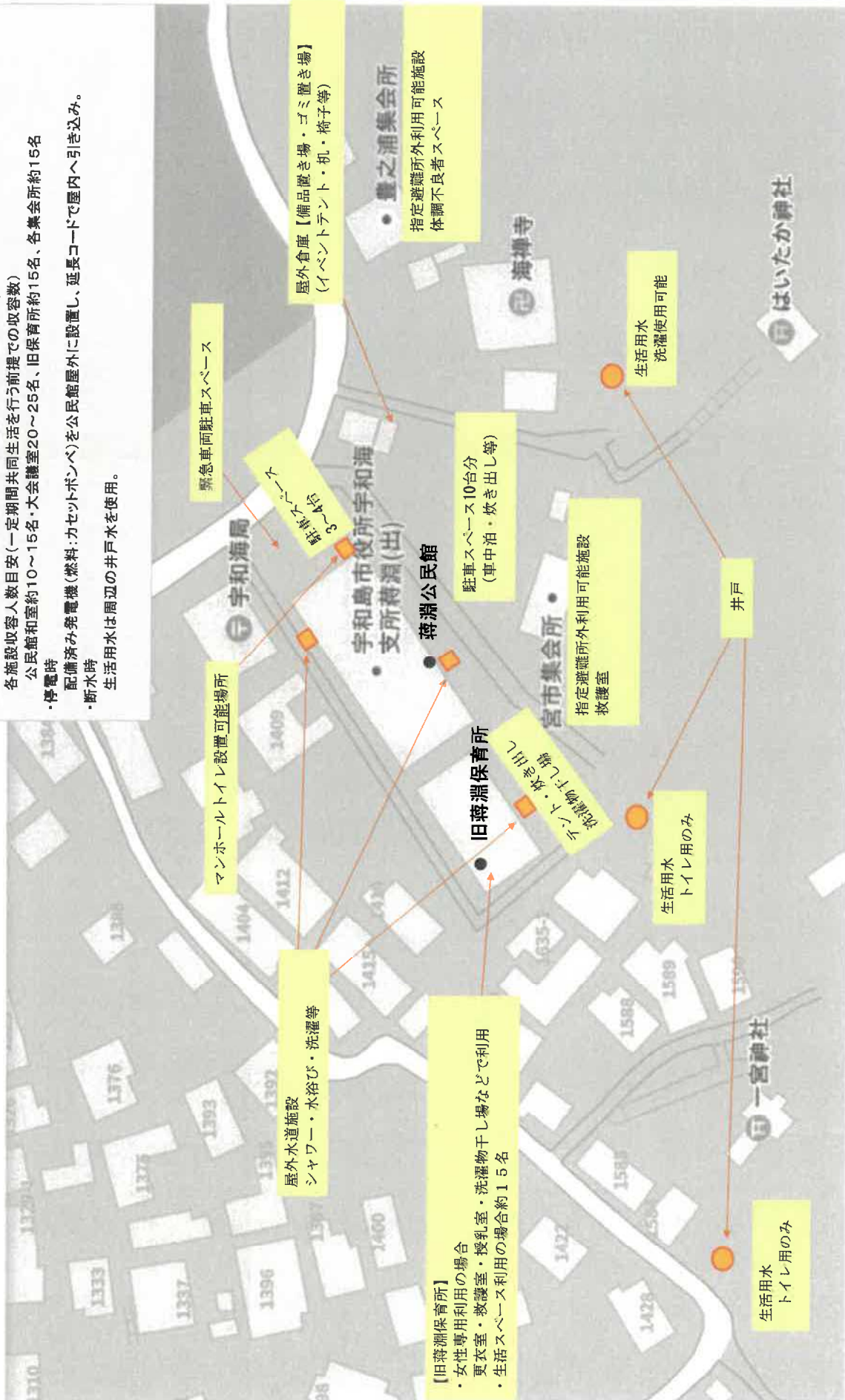
施設の被災状況を確認し、適宜開設してください。（施設に応じて追記・削除してください）

No.	小規模災害	大規模災害	利用目的	利用予定場所
1	○	○	運営本部	公民館
2	○	○	居住スペース	集会室（約50名）・・・地震不可、要雨漏り対策 3F図書室（約15名：男女分ける場合女性用）大規模災害時のみ 3F音楽室（約15名：男女分ける場合男性用）大規模災害時のみ
3		○	福祉避難（要配慮者）スペース	1F多目的ホール（約20名）
4	○	○	備蓄倉庫	3F準備室・集会室2F
5	○	○	救護室	1F保健室・宮市集会所・旧蔦淵保育所
6	○	○	備品保管室	3F準備室・集会室2F
7	○	○	授乳室	3F図工室・居住スペース内簡易テント
8	○	○	体調不良者（感染症等）スペース	豊の浦集会所
9	○	○	情報掲示場所	1F事務室前、3F廊下、集会トイレ前の壁面
10			ゴミ置き場	屋外（運営委員会で決定）
11			簡易トイレ設置場所	屋外（運営委員会で決定）
12			マンホールトイレ設置可能場所	屋外（運営委員会で決定）※本体の配備無し
13		○	救援物資集積所	1Fピロティ（空いていれば多目的ホール）
14		○	救援物資配布場所	1Fピロティ
15			仮設電話設可能置場所	候補は校舎入り口
16		○	入浴（水浴び、シャワー設置）	プール専用付属室
17	○	○	男子更衣室	3F理科室、居住スペース内簡易テント
18	○	○	女子更衣室	3F図工室、居住スペース内簡易テント
19		○	洗濯場所	体育倉庫近くの手洗い場
20		○	男子物干し場	3F理科室、プールサイド（男女別）
21		○	女子物干し場	3F図工室、プールサイド（男女別）
22		○	調理・炊き出し場所	3F家庭科室、グラウンド（多目的ホール前）
23	○	○	飲料水	集会室 全地区分（80ケース／490ml×24本）
24	○	○	食糧	3F準備室 全地区分（610食）
25		○	生活用水	プール
26		○	車中避難車などの駐車スペース	グラウンド中央
27		○	テントエリア	グラウンド中央
28		○	緊急車両用駐車場所	グラウンド入り口右側
29	○	○	ペットスペース	集会室駐輪場
30				
31				

※期限切れ飲料水（使用期限2022.7.14）が3階準備室に43ケースあり。⇒ 生活用水として使用可能

蔦淵公民館 配置図

・指定施設だけでなく、周辺の使用可能な建物はすべて利用する。
 ・各施設収容人数目安(一定期間共同生活を行う前提での収容数)
 ・公民館和室約10～15名・大会議室20～25名、旧保育所約15名、各集会所約15名
 ・停電時
 ・配備済み発電機(燃料:カセットボンベ)を公民館屋外に設置し、延長コードで屋内へ引き込み。
 ・断水時
 生活用水は周辺の井戸の水を使用。



蔦淵小学校 配置図

配置図

縮尺

1/800

学校名

蔦淵小学校

調査番号

382030478

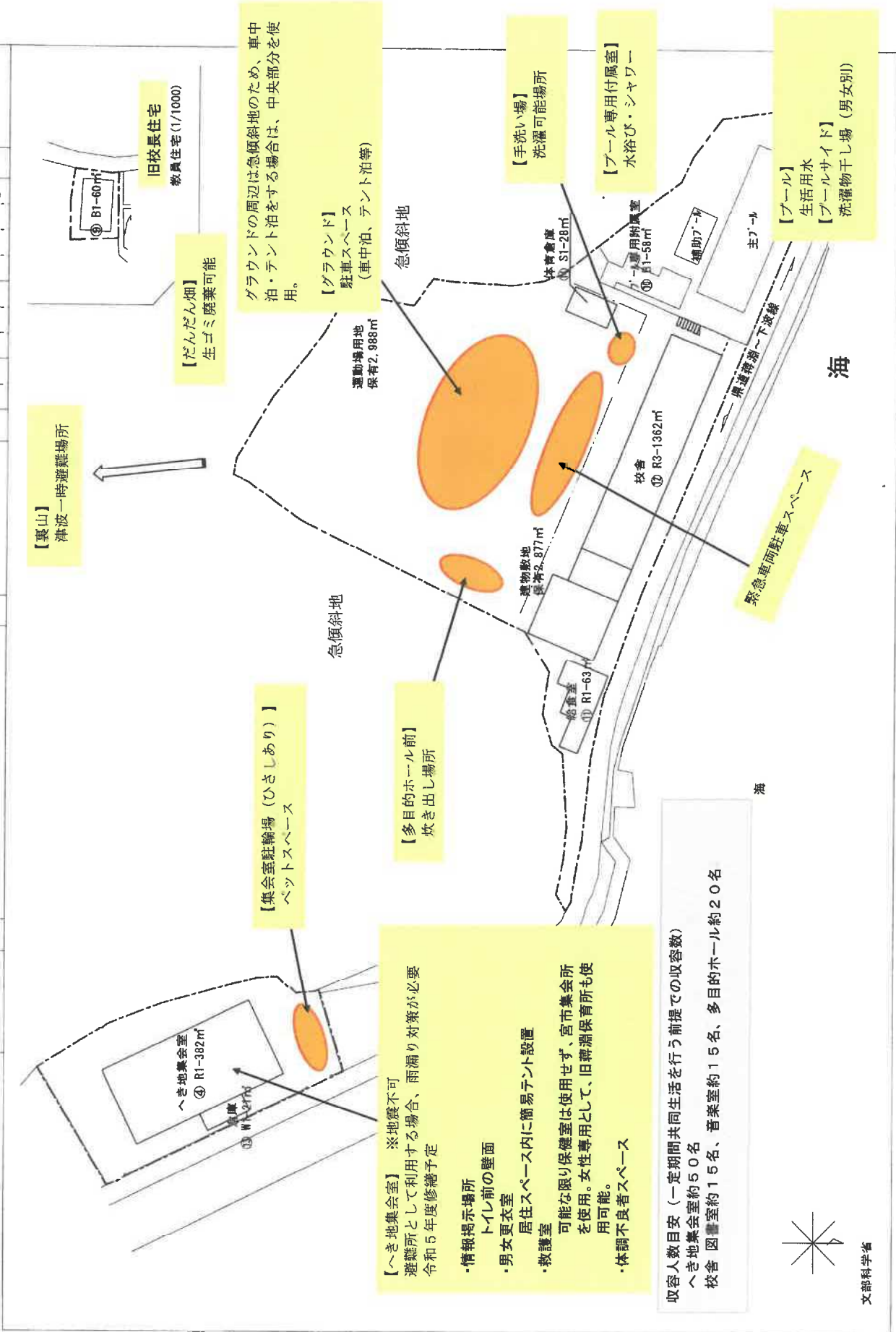
郵便番号

市町村

学校

整理番号

195



【裏山】
津波一時避難場所

【だんだん畑】
生ゴミ廃棄可能

旧校長住宅
教員住宅(1/1000)

グラウンドの周辺は急傾斜地のため、車中泊・テント泊をする場合は、中央部分を使用。

【グラウンド】
駐車スペース
(車中泊、テント泊等)

運動場用地
保有2,988㎡

急傾斜地

【へき地集会室】 ※地震不可
避難所として利用する場合、雨漏り対策が必要
令和5年度修繕予定

- ・情報掲示場所
- ・トイレ前の壁面
- ・男女更衣室
- ・居住スペース内に簡易テント設置
- ・教護室
- ・可能な限り保健室は使用せず、宮市集会所を使用。女性専用として、旧帯淵保育所も使用可能。
- ・体調不良者スペース

【手洗い場】
洗濯可能場所

【プール専用付属室】
水浴び・シャワー

【プール】
生活用水
【プールサイド】
洗濯物干し場 (男女別)

収容人数目安 (一定期間共同生活を行う前提での収容数)
へき地集会室約50名
校舎図書室約15名、音楽室約15名、多目的ホール約20名



文部科学省

蔦淵小学校 平面図

縮尺	1/500	10	5	0	5	10	15	20	25m	学校名	蔦淵小学校	郵便番号	382030478	市町村	学校	整理番号	195
----	-------	----	---	---	---	----	----	----	-----	-----	-------	------	-----------	-----	----	------	-----

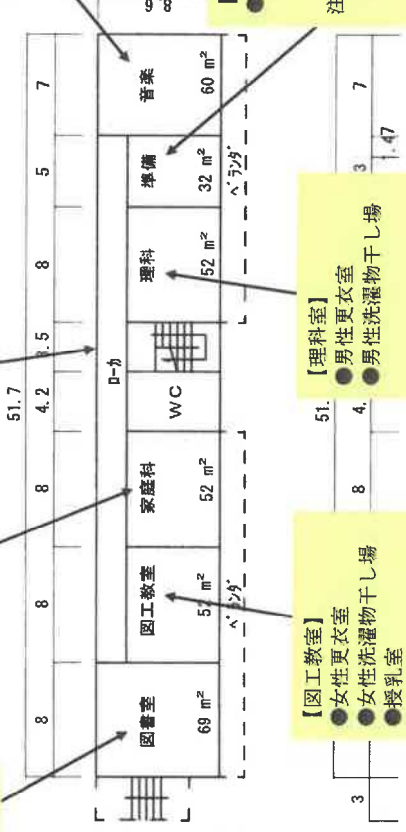
【図書室】
●居住スペース（約15名）
男女別にする場合女性用

・各教室の利用方法については随機応変に対応。
あくまで初期対応とし、その後は避難者からの
意見をもとに、避難所運営委員会で決定。
・その他
校舎屋上は利用不可。はしご・階段無し。

【家庭科室】
●調理・炊き出し利用

【3階階段前廊下】
●情報掲示

【音楽室】
●居住スペース（約15名）
男女別にする場合は男性用



【図工教室】
●女性更衣室
●女性洗濯物干し場
●授乳室

【理科室】
●男性更衣室
●男性洗濯物干し場

【準備室】 予備鍵を公民館に配備済み
●備蓄倉庫
食糧・水・パーテーション・段ボールベッド等

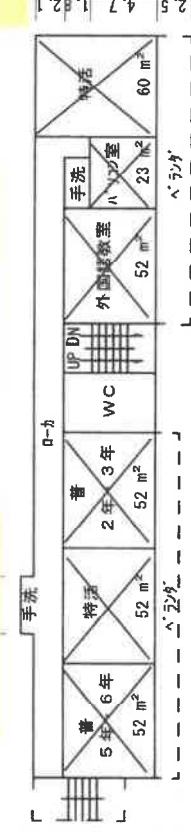
注) 市危機管理課の食糧・水は原則小学校のみ配備（2022.3現在）
※但し、各地区防災倉庫に使用期限2022.7.14水が5箱（60L分）あり。期限後は生活用水としてなら使用可能。

⑫ 3F

⑫ 2F

【救護室】
可能な限り保健室は使用せず、宮市集会所を使用。
女性専用として旧蔦淵保育所も使用可能。

【体調不良者（感染症等）スペース】
小学校に確保できないため、豊の浦集会所を利用



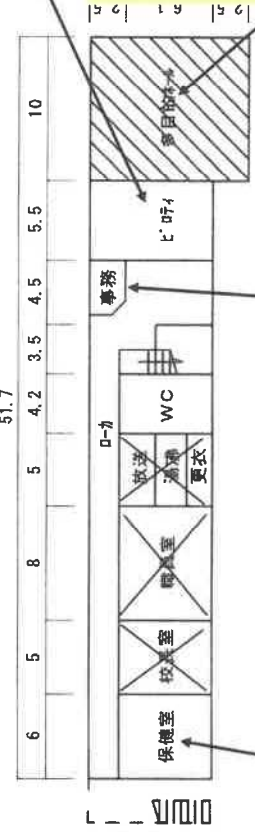
【ピロティ】
●救援物資集積所
●救援物資配布場所

【多目的ホール】
●要配慮者居住スペース 約20名
（階段の昇降が難しい方優先）

ただし、床が堅いため公民館和室利用を優先。
●要配慮者避難の場合、3F準備室に配備済みの段ボールベッドを利用。
●避難者利用がない場合は、救援物資の保管場所として利用も可能。また、避難生活が長期に及ぶ場合は、くつろげるスペースとしての利用も可能。

【保健室】
●救護室
（学校運営中は、避難者・児童両方利用）

【事務室前】
●情報掲示
●仮設電話設置候補所



⑫ 1F

⑩ 7F専用付属室



避難所運営における共通ルール

◆避難した方は、守るよう心がけてください。

蔣淵地区 避難所運営委員会

【避難所 蔣淵公民館】

【避難所 蔣淵小学校】

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
この避難所の運営に必要な事項を協議するため、各自治会長、避難者の代表、施設管理者、市担当職員等からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。委員会の運営方法については蔣淵避難所運営委員会会則のとおり。
(1) 委員会は、毎日 **8時30分**に定例の会議を行います。
(2) 委員会の運営組織として、総務、被災者管理、情報広報、施設管理、食料物資、救護、衛生、ボランティアの各活動班を避難者で組織します。
- 3 避難所は、電気・水道・ガス等のライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。ただし、住宅（家屋）をなくした人に対しては、この限りではありません。
- 4 避難者は、世帯や家族単位で登録する必要があります。
(1) 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡してください。
(2) 食料や物資などの配給を希望する在宅避難者等も登録する必要があります。
- 5 居住スペースは以下のとおりとします。
(1) 蔣淵公民館 和室 大会議室
(2) 蔣淵小学校 集会室 多目的ホール 3階図書室 3階音楽室
(3) その他 旧保育所 各地区集会所
居住スペースは固定ではありません。要配慮者・子供・高齢者等の避難者数により移動していただく場合があります。
- 6 食料・物資の配給方法は運営委員会で決定します。
注）食物アレルギーのある方は、原材料などを確認してください。
- 7 消灯時刻
(1) 蔣淵公民館 **夏22時、冬21時** ロビー、トイレは常時点灯
(2) 蔣淵小学校 **夏22時、冬21時** 3F廊下は常時点灯
- 8 トイレは、各トイレに掲示してある注意事項にしたがって使用することとします。
- 9 避難所の清掃は、**9時**に、避難者が交替で行うこととします。
- 10 喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
- 11 飲酒は自粛してください。委員会の許可を得た場合のみ、所定の場所をお願いします。
- 12 金銭等の貴重品は、各自が責任を持って管理してください。
- 13 犬、猫等のペットを避難所内の居住スペースに入れることは禁止します。また、他の避難

者に迷惑がかからないようにしてください。

14 ごみは、分別して指定された場所に出してください。

15 感染予防のため、手洗い・うがい・歯磨き・咳エチケット・消毒を励行することとします。

16 体調不良がある方は、お知らせください。

17 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。

18 _____の時間については、避難者の意見を参考に変更する場合があります。

※避難者のみなさんは、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加してください。

※17・18 関連 別紙「共同生活上のルール一覧表」を掲示スペースに貼り出します。

その他

1) 避難所・防災倉庫の鍵保管及び宇和島市危機管理課配備防災物品について

場所	鍵保管		防災物品 品目 (宇和島市配備分)
公民館 玄関・事務室	館長（中島）、主事（福島）、出張所（赤松）		別添参照
小学校 集会室	教職員、公民館事務室入り口左（鍵掛け場所）		別添参照
小学校 校舎玄関	教職員、公民館事務室入り口左（鍵掛け場所）		
小学校 3階準備室 3階家庭科室	教職員、公民館事務室入り口左（鍵掛け場所）		
防災倉庫（矢ヶ浜）	自治会長、会計	各自治会鍵 2個	別添参照 防災物品全地区共通
防災倉庫（高助）	自治会長、消防詰所		
防災倉庫（横浦）	自治会長、会計	公民館事務 室扉外側に 全自治会分 1セット	
防災倉庫（豊の浦）	自治会長、会計		
防災倉庫（宮市）	自治会長、一宮神社本殿		
防災倉庫（宿の浦）	自治会長、はいたか神社本殿		
防災倉庫（大島）	自治会長、遍照庵		

2) 地域づくり協議会購入防災物品の配備場所について

場所	施設管理・鍵保管等	防災物品 品目 (地域づくり協議会配備分)
小学校 3階準備室 3階家庭科室	教職員、 公民館事務室入り口左（鍵掛け場所）	別添参照
榊神社（矢ヶ浜）	光照寺は住職、その他4箇所は各自治会長	別添参照
光照寺太子堂（横浦）		別添参照
一宮神社（宮市）		別添参照
庵寺（宿の浦）		別添参照
遍照庵（大島）		別添参照

蔣淵避難所運営委員会会則

(名称・所在地)

第1条 この会は蔣淵避難所運営委員会（以下、委員会）と称し、災害発生時に蔣淵公民館内に設置する。

(目的)

第2条 委員会は災害発生時の避難所運営を円滑に行うことを目的とする。

(活動方法・内容)

第3条 1 前条の目的を達成するため、次に掲げる業務にあたる。業務は内容別に8班に分け、それぞれ班長職を設けて活動する。

- | | |
|----------|------------------------|
| ①総務班 | 避難所運営管理・連絡調整事項の整理 |
| ②被災者管理班 | 名簿の作成・管理、入退所管理 |
| ③情報広報班 | 情報の収集・管理・提供 |
| ④施設管理班 | 施設の管理・防火・防犯 |
| ⑤食糧物資班 | 食糧・物資の配給・管理、不足物資の要請 |
| ⑥救護班 | 負傷者・要配慮者（高齢者・障害者など）の対応 |
| ⑦衛生班 | 生活環境の管理（健康感染予防、ゴミ処理） |
| ⑧ボランティア班 | ボランティアの受入れ・調整 |

2 必要に応じて各班に副班長職を設ける。班長が参集できない場合の代理や小学校が避難所開設になった場合に各班の業務にあたる。

(活動期間)

第4条 委員会の活動期間は次の②とする。ただし、③に移行した場合でも避難所の運営方法は同様に行う。

- ①災害発生直後の混乱期
各自
- ②災害発生1日または数日経過後から③に移行するまで
避難所運営委員会
- ③数週間（災害規模によっては数ヶ月）経過後から避難所閉鎖まで
避難者自身

(構成員及び役職)

第5条 1 委員会は、会長（校区自治会長）、副会長（校区自治会副会長）、施設管理者（公民館長・小学校長）、市担当職員（公民館主事）、各班長（各自治会長・民生委員会長）、各副班長（各自治会会計・民生委員会会計）、その他会長が認める者で構成する（運営委員会名簿参照）。

2 前項の構成員に女性がいない場合かつ避難者に女性がいる場合は、女性避難者にも委員会に参加してもらうよう会長より依頼し、承諾を得た場合は構成員とする。

(参集形態)

第6条 1 長期の避難所運営が見込まれるような災害発生時に、会長、副会長、施設管理者、市担当職員、各班長が参集する。また、第3条2項に該当する場合は、副班長も参集す

る。

2 公民館や小学校から距離のある地区や、市の指定避難所となっている集会所のある地区（大島・矢ヶ浜・高助）は、そちらを優先する。それにより当該地区の班長・副班長が参集できない場合は、参集したその他の班長・副班長で役割を分担（一人2班担当）する。会長・副会長が参集できない場合は、参集した班長で互選し、代行する。

（会議）

第7条 1日に一回定期的に運営委員会を開催する。その他会長が必要と認めた場合。

（決議）

第8条 委員会の決議は、委員の多数決によって行う。同数の場合は会長決裁による。

（改正）

第9条 平時における活動として、本会則含む避難所運営マニュアルが常に最新になるように随時見直しを行い、必要であれば改正する。会長（校区自治会長）の要請により、避難所運営委員会名簿記載の運営管理責任者、各自治会長、民生委員会会長、その他会長が認める者が参集し、協議して決定する。

附則1 この会則は令和4年4月1日より施行する。

附則2 この会則は令和4年9月15日より施行する。

避難所運営委員会名簿

< 運営管理責任者 >

会 長	校区自治会会長		
副 会 長	校区自治会副会長		
施設管理者	蔣淵公民館長	市担当職員	蔣淵公民館主事
	蔣淵小学校長		

< 避難所活動班 >

班名	参集形態	班長氏名	副班長氏名
総務班	班長 長期の避難所運営が見込まれるような災害発生時に参集。	横浦自治会長	横浦会計
被災者管理班	副班長 班長の代理または小学校が避難所になった場合に参集。	豊の浦自治会長	豊の浦会計
情報広報班	公民館や小学校から距離のある地区や、市の指定避難所となっている集会所のある地区（大島・矢ヶ浜・高助）は、そちらを優先する。それにより当該地区の班長・副班長が参集できない場合は、参集した班長・副班長で役割を分担（一人2班担当）する。	大島自治会長	大島会計
施設管理班	会長・副会長が参集できない場合は、参集した班長で互選し、代行する。	矢ヶ浜自治会長	矢ヶ浜会計
食料物資班	運営委員会に女性がいない場合かつ避難者に女性がいる場合は、女性避難者にも委員会に参加してもらうよう会長より依頼する。	宮市自治会長	宮市会計
救 護 班		民生委員長	民生副会長
衛 生 班		宿の浦自治会長	宿の浦会計
ボランティア		高助自治会長	高助会計

各班の業務

会長・副会長・ 班長・副班長 施設管理者 施設管理、運営サポート 市担当職員 運営全般・災害対策本部との調整	総務班	避難所運営管理・連絡調整事項の整理
	被災者管理班	名簿の作成・管理 入退所管理
	情報広報班	情報の収集・管理・提供
	施設管理班	施設の管理 防火・防犯
	食糧物資班	食糧・物資の配給・管理 不足物資の要請
	救護班	負傷者・要配慮者（高齢者・障害者など）の対応
	衛生班	生活環境の管理（健康感染予防、ゴミ処理）
	ボランティア班	ボランティアの受入れ・調整

共同生活上のルール一覧表

区分	内容
生活時間	<ul style="list-style-type: none"> ●消灯時間 夏22時、冬21時※ロビー・廊下・トイレは常時点灯 公民館 和室・大会議室 小学校 集会室・多目的ホール・図書室・音楽室 ●食事時間 <li style="padding-left: 20px;">夏冬 <li style="padding-left: 20px;">朝 7時 00分 7時 30分 <li style="padding-left: 20px;">昼 12時 00分 12時 00分 <li style="padding-left: 20px;">夕 18時 00分 17時 30分 <p>※食物アレルギーのある方は原材料をよくご確認ください。</p>
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯単位の担当区画は世帯ごとに責任を持って清掃すること。 ●ロビー・廊下・トイレなどの避難所の共用部分については運営委員会（衛生班）の指示に従い、避難者全員で協力して実施すること。 ●トイレを使用する際は、環境美化にご協力ください。 <li style="padding-left: 20px;">トイレの清掃 9時（男女別）
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> ●洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。 ●物干し場は男女別で定めた場所に干してください。その際、男性場所は男性が、女性場所は女性が干してください。 ●次に使用する人のため、乾いたらすぐに取り込んでください。
ゴミ処理	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯ごとに発生したゴミは、世帯ごとにゴミ捨て場に捨ててください。 ●食事等で発生した生ゴミは必ず分別すること。
プライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> ●居住区画・世帯区画は一般の家と同様の扱いです。みだりに立ち入ったり覗いたりしないようにしてください。 ●居住区画でのテレビ・ラジオの使用はイヤホンを使用してください。 ●携帯電話は居住区画ではマナーモードにしてください。特に夜間は居住区画内での使用を控えてください。
ペット飼育	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所屋内へのペット持ち込みを禁止します。 <li style="padding-left: 20px;">屋外に飼育スペースを設けますが、居住スペースに入る際は、その都度ペットの毛を取り除いてください。（感染予防・アレルギー対応）
女性配慮スペース	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館・小学校それぞれに女性配慮スペースを設けます。着替え・授乳・洗濯物干しなどにご利用ください。男性は立ち入り禁止です。
感染症予防等	<ul style="list-style-type: none"> ●食事の前・トイレの後は必ず手を洗ってください。 ●可能な限りマスクを着用してください。 ●就寝前の歯磨き。（口腔内細菌の増殖による肺炎等の予防のため）

※ の時間については、避難者の意見を参考に変更する場合があります。

※トイレ使用について 水道が使用可能か確認できるまでは施設内のトイレは使用せず、簡易トイレを使用してください。

※ルールの変更・新設が必要になった場合は、運営委員会で協議し決定します。